

○引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 162,157 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 2,949,444 千円

(千円)

社会保障施策に要する経費		財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税	その他
・社会福祉総務費	326,479	106,506			17,949	202,024
・老人福祉費	554,659	38,153		81,464	30,495	404,547
・障害者福祉費	617,468	469,376			33,948	114,144
・母子福祉費	28,535	14,157		272	1,569	12,537
・児童福祉総務費	810,532	573,836	15,500	4,917	44,562	171,717
・児童措置費	611,771	476,914		1,576	33,634	99,647

○入湯税の使途状況について

(千円)

入湯税の使途	事業費	国県支出金	町債	その他	一般財源	
					うち入湯税	
観光の振興	854,404	771,602	43,300	1,754	37,748	5,485

※入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるための目的税

○森林環境譲与税の使途状況について

(千円)

森林環境譲与税の使途	事業費	国県支出金	町債	その他	一般財源	
					うち譲与税	
本部町森林環境整備促進基金	1,575	0	0	0	1,575	1,574

※森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設